

YMニュース



ぎおんのす

株式会社 吉田 経営
高橋雷太公認会計士事務所

〒892-0803 鹿児島市祇園之洲町5番 電話 (099) 247-5655 <http://www.k-ymc.co.jp/>

7月の税務

- ・ 6月分源泉所得税・住民税の納付 期限10日
- ・ 源泉所得税の納期特例の納付(1～6月分) 期限10日
- ・ 5月決算法人の確定申告
- ・ 11月決算法人の中間申告
- ・ 固定資産税第2期分の納付
- ・ 所得税予定納税第1期分の納付
- ・ 所得税予定納税減額承認申請 期限18日

8月の税務

- ・ 7月分源泉所得税・住民税の納付 期限10日
- ・ 6月決算法人の確定申告
- ・ 12月決算法人の中間申告
- ・ 個人事業税第1期分の納付
- ・ 個人事業税の消費税の中間申告

9月の税務

- ・ 8月分源泉所得税・住民税の納付 期限11日
- ・ 7月決算法人の確定申告
- ・ 1月決算法人の中間申告



(撮影：芦名 淳二)

もくじ

● 税務情報	2
● F P トピックス	4
● お客様紹介・Face	5
● つれづれ草	6

権限と権力は似て非なるものなり



今年は梅雨明けが早いと言われていましたが、あにはからんや、台風がもたらした暖かい空気が前線を刺激し、北部九州をはじめ各地に甚大な被害を及ぼす大雨が続いています。

経済面で景気回復の実感は全くありませんが、実は今はバブル期を超えて戦後3番目の景気拡大期なのだそうです。この景気回復は自らの政治主導の成果だと言わんばかりの安倍政権は歴代3番目の在任期間を数えており、多少強引とも言える政治手法が目立ちはじめ、謙虚さが失われてきているように見えます。森友学園や加計学園問題、閣僚の度重なる失言、共謀罪の強行採決や憲法改正案の国会提出準備など少し眉をひそめる場面が増えてきています。

かつて、長きにわたり安定した地方行政を施行された実績ある首長さんから、在任中、「権限と権力は似て非なるものなり」ということを常に戒めていたというお話を聞き、いたく感嘆したことを記憶しています。行政の長は法の施行を司るものであるから、当然にある種の力を持つことになります。しかし、それは三権分立のもと、市井か

代表取締役社長 高橋 雷太

ら与えられた権限であり、権力ではありません。そこをはき違えると大きな過ちを犯すことになるのです。権限と権力の最も大きな違いは、「公正無私」であるかどうかであるように思います。

それは一般の事業会社においても同じであると思います。トップマネジメントの地位は自ら得たものではなく、株主から付託され、取締役の同意を持ってはじめてその立場につけるものです。会社の運営という自治の中でトップマネジメントの判断や裁量は大きなものですが、これもやはり権限であり、権力ではありません。東芝をはじめとする日本を代表する企業における不正会計などの不祥事は、権限と権力のはき違いによるものといえるのではないのでしょうか。

世の中の流れの速い今日において、少し舵取りを間違えただけであっという間に企業は衰退、没落してしまいます。企業規模の大小や、トップマネジメントであるや否やを問わず、社員全員が自らの地位における権限を正しく認識し、決して奢ることなく、責務を果たして行くこそが企業の成長、存続の必須条件であると思います。いつものごとく、自戒を込めて。

税 務 情 報

設備投資をして生産性を高めたい！

～ 中小企業経営強化税制の創設 ～
～ 固定資産税特例の拡充 ～

利用可能対象

法人
個人事業主

法人税・所得税・固定資産税

平成29年4月1日より新たに中小企業経営強化税制が創設されました。
設備投資をお考えの方は、担当者までご相談ください。

省力化のため、セルフレジ
(複数台合計で約1,500万円)
を導入したいけど、何か使える
支援策はないかな？

経営力を向上させる設備を新規取得した場合
即時償却または税額控除が選択適用できます！

セルフレジ(約1,500万円)の場合、取得価額1,500万円
全額を損金算入、または約150万円(取得価額の10%)*
を法人税から控除できます。

* 資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合は、約105万円
(取得価額の7%)。

固定資産税の特例が使えます。経営力を向上させる設備
を新規取得した場合、

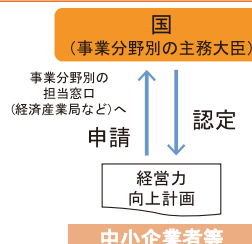
固定資産税が3年間、2分の1になります！

セルフレジ(約1,500万円)の場合、3年間で約17万円*
の減税となります。
* 取得価額1,500万円、耐用年数5年、税率1.4%で計算。

赤字の場合には、法人税の
減税は使えないですね……
他に何か支援策はない
かな？

中小企業等経営強化法について

「経営力向上計画」とは、人材育成、コスト管理
等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の
経営力を向上させるために実施する計画です。
計画の認定を受けた事業者は、税制や金融の
支援を受けることができます。



◆税制措置 ◆金融支援
◆補助金における優先採択

制度の詳細

◆中小企業経営強化税制(平成29年4月1日～平成31年3月31日)

●制度概要 …… 中小企業者等が、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を
新規取得し、指定業者の用に供した場合、即時償却または税額控除*1を選択適用することができます。

*1 取得価額の10%(資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%)

要件	生産性向上設備 (A類型・工業会証明)	収益力強化設備 (B類型・経産局確認)
対象期間	生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備 ◆機械設備(160万円以上/10年以内) ◆測定工具及び検査工具(30万円以上/5年以内) ◆器具備品(30万円以上/6年以内) ◆建物附属設備(60万円以上/14年以内) ◆ソフトウェア(情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの) (70万円以上/5年以内)	投資利益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備 ◆機械装置(160万円以上) ◆工具(30万円以上) ◆器具設備(30万円以上) ◆建物附属設備(60万円以上) ◆ソフトウェア(70万円以上)

◆固定資産税の特例(平成29年4月1日～平成31年3月31日)

●制度概要 …… 中小事業者等が、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を
新規取得した場合、固定資産税が3年間にわたって2分の1に軽減されます。

要件	固定資産税の特例 (工業会証明)
*2 対象設備	生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備 ◆機械設備(160万円以上/10年以内) ◆測定工具及び検査工具(30万円以上/5年以内) ◆器具備品(30万円以上/6年以内) ◆建物附属設備(償却資産として課税されるもの) (60万円以上/14年以内)

*2 平成29年度税制改正により対象に追加される設備(測定工具及び検査工具・器具備品・建物附属設備)については、対象地域・対象業種が一部限定されます。業種が限定される地域は、最低賃金が全国平均以上の7都道府県(埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、京都、大阪)となります。上記以外の40道県においては全業種が対象です。
機械装置については、引き続き全国・全業種で対象になります。

注意： 上記2つの措置の適用を受けるためには、原則設備取得前に、工業会証明・経産局確認を受けて経営力向上計画を申請し、認定を受ける必要があります。詳しくは中小企業庁ホームページでご確認下さい。

中小企業等経営強化法の認定がなくても活用できる税制

◆中小企業投資促進税制(平成31年3月31日まで)

●制度概要 …… 中小企業者等が、機械装置等を導入した場合に、取得価額の30%の特別償却または7%の
税額控除*3が選択適用できます。

*3 資本金3,000万円超1億円以下の法人は、税額控除の適用はありません。

◆商業・サービス業・農林水産業活性化税制(平成31年3月31日まで)

●制度概要 …… 商業・サービス業等を営む中小企業者等が、経営改善に資する器具備品や建物附属設備を導入
した場合に、取得価額の30%の特別償却または7%の税制控除*3が選択適用できます。



◆左記2つの措置の適用を受けるためには、**中小企業等経営強化法の認定が必要です**(2ページを参照)。
◆平成29年度から、**対象設備が拡充**します。

今まで

対象が機械装置等
に限定

機械装置

(例)



金属加工機械



NC加工機

ここが変わる！

サービス業でも使いやすいよう、**器具備品や建物附属設備などを対象に追加**します。

器具備品

(例)



冷蔵庫陳列棚



ルームエアコン



業務用冷蔵庫



セルフレジ



サーバ

建物附属設備



空調設備



エレベーター

FPトピックス

「働き方改革」の実現計画
(育児・介護休業法の改正について)

最近「働き方改革」という言葉を目にしたり耳にしたりする機会が増えましたが、実際、自分たちの生活にどのように影響してくるかよくわからないところがあります。政府は平成28年9月に「働き方改革実現会議」を発足させ、働き方改革に関する政策の検討を始めました。

この改革が推進されると、企業はそれなりの対応が必要となり、労働者も自らの生活を見直し仕事だけでなく仕事以外の生活も充実させていくことができるようになることが期待されています。

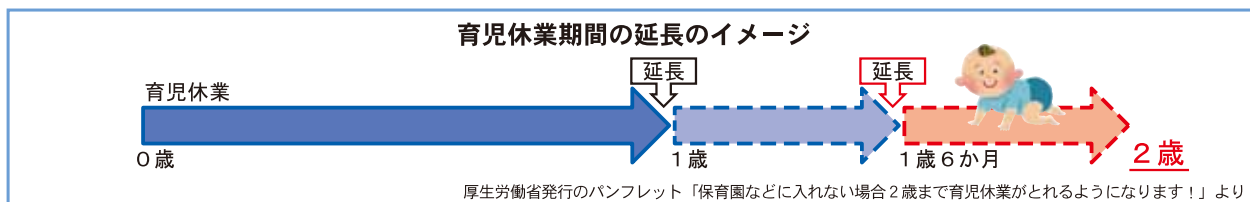
働き方改革の実現計画の一環として、平成29年10月から改正育児・介護休業法がスタートします。

今回は、この改正内容についてご説明します。

① 改正内容

(1) 育児休業の再延長が最長2歳まで可能となる。

現在、育児休業は原則として1歳までで、特別な理由がある場合は1歳6か月まで延長することができます。これが改正後は、1歳6か月以後も保育園に入れない等の場合は最長2歳まで再延長できるようになります。また、育児休業給付金の給付期間も2歳までとなります。



※育児休業給付……被保険者が1歳又は1歳2か月（支給対象期間の延長に該当する場合は1歳6か月）未満の子を養育するために育児休業を取得した場合に、原則として育児休業給付金が休業開始時賃金日額の67%（6か月経過後は50%）支給される制度。

(2) 子供が生まれる予定の方などに育児休業等の制度などをお知らせ

事業主は、働く方やその配偶者が妊娠・出産したこと等を知った場合に、その方に個別に育児休業等に関する制度（育児休業中・休業後の待遇や労働条件など）を知らせる努力義務が創設されます。

(3) 育児目的休暇の導入を促進

未就学児を育てながら働く方が子育てしやすいよう、育児に関する目的で利用できる休暇制度を設ける努力義務が創設されます。

② その他「働き方改革実現会議」で検討されている主な項目

(1) 罰則付き時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正

① 時間外労働の上限規制

残業時間の上限を、年間720時間の枠内で「1ヵ月100時間未満」とすることが、経団連と連合の間で決着しました。従来は「特別条項」をつければ年6ヶ月まで残業時間に制限がありませんでしたが、今回の改定により、1ヵ月の残業時間は100時間未満となり、長時間労働を前提とした企業の働き方は改革を迫られることになります。

② 勤務間インターバル制度の創設

退社から次の出社までに一定の休息時間を保障する「インターバル規制」の導入に取り組む中小企業に対して助成金を支給する方針を固めています。

(2) 非正規雇用者に対する雇用条件の改善

今の日本では正規雇用者と非正規雇用者の間では待遇に大きな差があります。これを改善するために下記のような対策を検討しています。

① 基本給の均等・均等待遇の確保

職務・職業能力に差がなければ、同一の基本給の支給及び昇給を行うというものである。

② 各種手当の均等・均等待遇の確保

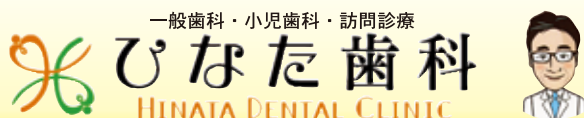
ボーナス（賞与）や役職手当などについても業績への貢献度合いや責任が同一であれば、同一の支給を求めるものである。

③ 福利厚生や教育訓練の均等・均衡待遇の確保

食堂、休憩室といった福利厚生施設の利用や、教育訓練についても同一の職務内容であれば同一の機会を与えるなどの待遇を確保するものである。

これからも上記以外の働き方改革が実行されていくことが計画されています。事業主の方も、内容をよく理解し就業規則の改定等必要な対策を立てて行かなければなりません。（石野 義弘）

お客様紹介



小さなお子様からご高齢の方まで、地域のライフスタイルを大切にしながら、皆様笑顔で過ごせるようにお口の健康をサポートさせていただきたいとの思いで、霧島市に「ひなた歯科」を開院いたしました。当院はご来院による院内治療だけでなく訪問診療による口腔ケアにも力を入れております。

虫歯や歯周病、入れ歯作製等の歯科治療により「かむ機能」を回復し、笑顔で食事が摂れるよう胃ろうを防ぎ、健やかにイキイキと貴方らしい人生を楽しむお手伝いをいたします。定期的な口腔ケアは健康維持にとても大切なことです。お口のことでも気になることがありましたら何なりとお申し付けください。



診療科目 一般歯科・小児歯科・訪問診療

(月～金) 午前 9:00～12:30 午後 14:00～20:00

(土) 午前 9:00～12:30 午後 14:00～17:00
(休診日 日曜・祝祭日)

ひなた歯科のお約束

- ◎ 患者さまのお話をしっかりと聞きます。
- ◎ 患者さまにご納得いただくまでわかりやすい説明をいたします。
- ◎ 患者さまに合った治療計画を元にしっかりと治療を進めていきます。
- ◎ 患者さまに可能な限り痛みなどの少ない治療を行います。

〒899-5117

霧島市隼人町見次1300-2 ドラゴンボート88 2F

TEL: 0995-71-0540 (ご予約優先)

(平日受付時間19:30まで)

有限会社 花の店ナガサキ屋

あなたの気持ちを花でお届けします♪

地域の皆様に愛される「町のお花屋さん」を目指して頑張っております。お誕生日やお祝いのプレゼント、お悔みやお供えの贈り物などご用途に応じたフラワーギフトを、当店のスタッフが心を込めてお作りします。

当店が直接配達できる地域は始良市内ですが、花キュービットで全国への配送も可能です。お花の贈り物をする際は、ぜひご相談ください。

〈営業時間〉

月～土 9:00～18:00

日 9:00～13:00



生花を贈れない時は
シャボンフラワーも
あります！



〒899-5432

始良市宮島町26-18 (始良市役所近く)

TEL: 0995-65-1137

『Face』

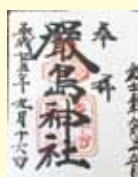
私、御朱印ガールです♪

少し前から巷で増殖中の御朱印ガールをご存じですか？

“ガール”の年齢制限についてはここでは触れないこととしますが、御朱印とは寺院や神社に参拝した際に頂ける、御宝印を朱で押し、社名などが墨書きされたもので、その始まりはお寺で写経を奉納したときに頂ける証だったそうです。もちろん、スタンプラリーとは違いお札やお守りと同様に敬意を払うものですが、それぞれのデザインの違いや、記念としての楽しみがあります。学生時代から日本史の教科書や資料集を眺めることや、寺社仏閣やそこに施された紋様が好きだった私にとってはもってこいの趣味になりました。もはや御朱印のための旅なのか、旅の記念の御朱印なのかわからなくなりつつありますが、まだまだ素敵御朱印に会えなく集めていきます！（篠原 亜木）



伊勢神宮 内宮・外宮(三重県)
御朱印集め第一号！



厳島神社(広島県)
『凶』のおみくじが多いことで有名
御朱印も厳しいような！



♡ いくつかご紹介 ♡



法隆寺(奈良県)
収集した中で唯一の寺院の御朱印。
力強かったいい！



太宰府天満宮(福岡県)
梅の御朱印に気分も上がる！

つれづれ草

『ある施設の閉寮』

鶴崎 修一

先日、私が高校3年間暮らした鹿児島市西坂元町にある「県立大成寮」が今の3年生の卒業とともに閉寮すると、当時同窓生だったT君から知らせを受けました。

この寮が建築されたのは昭和40年。築50年が経ちますが、私が過ごした平成元年の頃でも鉄筋コンクリートが古びており、周りからは「刑務所みたい」と言われるぐらいだったので、閉寮の知らせを受けた時は「とうとうその日がきたか…」というのが正直な気持ちです。

そこで、そのT君と「ありがとうの会」のような企画ができないか考え、寮へ訪問し状況を確認した後、現在県へ問い合わせ(お願い)をしています。

この寮は通学が難しい遠方の中学を卒業した高校生が入舎するためのもので、私の頃は奄美大島、沖永良部、黒島、長島の離島をはじめ、根占町、枕崎市、指宿市、川辺町、私の実家がある横川町などの高校生が各学年20名程、約60名が入舎していました。

通学している高校は私の母校である鹿児島商業が8割、その他は鹿児島実業、鹿児島高校、鹿児島情報、武岡台などで、主にスポーツ推薦で来ている学生が多く、また高校がない離島の人などもありました。

施設環境は決して良いとは言えず、男衆60名いるといろいろなことがありましたが「住めば都」とは正にその通りで、1年生の頃は毎日が合宿のようで、3年生になると毎日が「修学旅行の夜」みたいで、夜な夜な各部屋に遊びに行つては、とりとめのない話をしていた記憶があります。

私はこの「ありがとうの会」の企画をするにあたって、私達学年の前後を中心に10名から20名ぐらい集まれば成功かなと考えていました。しかし、各学年20名、50年間で1,000名になることを考えると、さすが市議会議員のT君!!自分達だけで満足するのではなく、今までかわっていた見知らぬ人にもこの企画のことを伝え、共に閉寮を偲びたいと私に話してくれました。私もこの広い心を持ちたい、いや持つべきだと思い知らされる瞬間でした。

果たしてこの企画、仮に県が了承しても、人に対しての会ではなく建物に対しての会なので、どのように進行していいかまだ白紙の状況です。しかし、成功させるために楽しみながら、また新しい出会いに心はずませながら動いていこうと思います。



平成29年1月4日からインターネットを利用した 国税のクレジットカード納付が始まりました

24時間
利用可能スマートフォン
からも利用可能

詳しくは巡回担当者までお問い合わせ下さい。

生命保険・損害保険のお見積・リスク診断お受けいたします。
お気軽にご相談下さい!



株式会社 スリー・エル鹿児島支店 (株)吉田経営内
TEL (099) 248-5710 FAX (099) 248-5715

YMC杯ゴルフコンペ のご案内



恒例のゴルフコンペを下記の日程で開催いたします。
皆様のご参加をお待ちしております。
日 時/平成29年10月7日(土) AM8:30 スタート
場 所/霧島ゴルフクラブ



編集後記

この度の集中豪雨で被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。
近年、自然の猛威による災害が多くなっているように思います。
いつ何処で何が起こるかわからないからこそ、日頃から防災対策を考えておかなければ…。また、今年は猛暑になると聞きますので、熱中症対策も忘れずに気を付けましょう!!

(西村 志保)